

第三十四号議案

江戸川区自動車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区自動車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自動車駐車場条例（平成十年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「二万円」を「二万五百七十円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区自動車駐車場条例第六条の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に既に定期駐車券利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。